

(仮称)北8条西1地区第一種市街地再開発事業
環境影響評価準備書に係る公聴会

記 録

日 時：平成26年1月18日（土）午後1時30分開会
場 所：札幌市環境プラザ 2階 環境研修室Ⅰ・Ⅱ

札幌市環境局

1. 開 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、定刻となりましたので、これから（仮称）北8条西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書に係る公聴会を開催させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます環境局環境共生推進担当の米森と申します。よろしく願いいたします。

2. 開会の挨拶

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、開催に当たりまして、環境管理担当部長の木田より、ご挨拶を申し上げます。

○木田環境管理担当部長 環境管理担当部長の木田と申します。

本日は、土曜日のお忙しい中にもかかわらず、公聴会においでいただきまして、大変ありがとうございます。

本日の案件は、今ご説明がありました（仮称）北8条西1地区第一種市街地再開発事業環境影響評価準備書に係る公聴会でございます。この事業は、都市計画法上の用途地域が商業地域となっております北区の北8条西1丁目地区における民間による再開発事業でございます。都市計画決定案件となっております。また、札幌市の環境影響評価条例では、延べ床面積約15万8,000平方メートル、高さは約180メートルという建築物の新築事業に該当するものでございます。

環境影響評価制度は、環境アセスメント制度とも言いますが、法律や条例で定められました大規模な事業の実施に当たりまして、その事業が周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者みずからが調査、予測、評価を行いまして、事業者、市民、行政とのコミュニケーションを図りながら、環境への影響をできるだけ小さくして、その事業を環境保全の観点から、より望ましいものとしていくための手続でございます。

札幌市の環境影響評価条例では、市長が環境影響評価書の案である準備書について環境保全の見地から意見を述べるができることになっておりますが、その際に、この事業について、環境保全の見地からの意見を持つ方の意見を聞くことが規定されております。そのため、本日の公聴会は、条例の規定に基づきまして、昨年12月9日に開催の告示を行いまして、本年1月6日までの期限で、公述される方、意見を述べられる方を募集しておりましたところ、意見の申し出がございましたので、開催の運びとなったものでございます。

本日、公述いただくご意見につきましては、札幌市環境影響評価審議会の意見とあわせまして、準備書に対する市長意見を都市計画決定権者に述べる際の参考とさせていただきます。予定でございますので、ご了解をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、挨拶とご説明にかえさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） では、公聴会の開催に当たりまして、注意事項がございます。

特に、次第の2番にあるとおり、傍聴人はこの公聴会において発言することができません。また、公聴会の秩序を乱したり、不穏当な言動をなされた方は、退場していただく場合もございますので、ご了承いただきたいと思っております。また、記載にはございませんが、携帯電話をお持ちの方は、恐れ入りますが、電源をお切りいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の公聴会につきまして、公述人としてお申し出いただきましたのはお一人でございます。これから、そのお一人でいらっしゃいます林心平様より公述いただきたいと思っております。

3. 公述人の公述

○事務局（米森環境共生推進担当課長） それでは、早速ですが、林様、よろしくお願いいたします。

○林公述人 林心平と申します。よろしくお願いいたします。

きょうは、まず、意見公述として、二つのことについて述べさせていただきます。

まず一つは、日照と健康ということで、この再開発計画のとおり建物が増えた場合、ちょうどその北側に隣接している北九条小学校に日照の問題が起これば、それが子どもたちの健康に影響を及ぼすのではないかと懸念されることについてお伝えしたいと思います。

明るさなどは、たとえ日陰になって暗くなったとしても、このように照明をつけて代替できるということは容易に考えられます。ところが、そのように何らかの手段によって代替できないものがあるのではないかと考えております。

一つは、今、環境影響評価審議会等でも議案になっているそうですが、日光に当たることによってビタミンDの生成がなされる、これは事実としてあるわけで、特に、成長期における子どもにおいて、日光が当たらない状況が続くと、ビタミンDの生成機能が損なわれるのではないかとということが心配されます。もう一つは、日が当たらないことによって、圧迫感及び閉鎖感、精神的に悪影響があるのではないかとということが懸念されます。これらは、代替できないものです。

特に、精神的なことについて申し上げますと、精神的な満足というものは、人間の健康な生活に重要なものとされており、これは、例えば、冬季鬱というものがあることも報告されております。また、WHOの定義では、健康というものは病気でないとか弱っていないということではなく、肉体的にも精神的にも、そして社会的にも全てが満たされた状態にあることを言うということで、小学校にいななければいけない子どもたちにとって、精神的に満たされた状態にすることができないのではないかと心配しております。

よって、総合的に、特に子どもたちの健康への影響を考えなければならないということ

が言えるのではないかと思います。

先ほどおっしゃられたように、商業地域に建築物を建てるということで、日照のことなどは法的な規制がないわけです。ところが、このケースではたまたま小学校が隣接しているのです。商業地域の小学生と非商業地域、住居地域の小学生においても、健康な生活というものは同じはずなのです。同じ環境で同じように健康にあるべきだということです。

ところが、今回の見解書について幾つか申し上げたいと思っているのですが、見解書では、このように、幾つかの質問に対して同じ文言が繰り返されており、そのうちの一つに、「建物が建設されても、健康維持に必要な十分な日射は確保されると想定しており、大きな影響はないものと考えています」とあります。ところが、述語をよく見ますと、「想定している」、「考えている」と書いてあります。これは、あくまでも答弁している人が主観的に考えているだけであることを意味しています。結局、その根拠も何も述べられておらず、子どもたちの健康に影響があるのではないですかという質問に対して、何も答えていないということです。

それでは、どのくらい日照が必要なのかという、心理的な問題も含めた定量的な物差しがあるのかということを考えますと、私の知る限りは、これがない。しかも、先ほど冬季鬱というものがあると申し上げましたが、これも、人によって、どの程度の日照が阻害されたときに冬季鬱になるのかというのは、もちろん個人差があるわけです。

日本建築学会の環境設計小委員会及び光環境小委員会において、商業地域に建つマンションの日照問題シンポジウムの記録という文書があるのですが、これによりますと、結局、定量的な指標はないのです。では、日照問題をどうやって考えていけばいいかということ、結局は、定量的な指標がないために、住民がどのくらい日照を要求しているかということから考えざるを得ないということが述べられております。

そうすると、住民というのは、この場合、児童ということになりますが、子どもたちが自分たちで主張することは難しいので、児童及び保護者ということになるかと思えますけれども、北九条小学校の在校生及び保護者は納得しているのかということにつながってくると思います。私は、その保護者の一人であります。

もう一つ、見解書にこういう文言があります。これも何度も繰り返されていることで、「学校に隣接するという状況に配慮し、設計に当たっては、高層棟を二つに分割し、建物をスリム化することで、その影響をできる限りおさえる計画としています」と。これは、保護者説明会においても何度も繰り返されたご説明で、今示されている計画が小学校に与える影響が最も少ないのであるというお話でした。その結果、示されているのは、冬至においては、9時から15時の間に北九条小学校の校舎が2時間以上3時間未満、校庭が3時間以上4時間未満、校庭の半分が4時間以上5時間未満日陰になるということなのです。影響をできる限り抑えるようにした結果、このような日陰が生じるということなのです。これが、おっしゃるとおり、影響をできる限りおさえる計画だとしたら、そもそも計画に根本的な問題があると考えざるを得ない。つまり、「冬至においては」の以下の文からわ

かることは、小学校に与える影響が大きいということなのです。それは、到底、「影響をできる限りおさえる計画」とは言えないことだと考えております。

実際に、この計画に対して納得していない保護者が多くいるという事実がありまして、それを定量的に示すために、現在、保護者の間では署名活動がなされている最中です。

このままですと、もしかしたら日本一日陰の小学校になってしまうのではないかとこの心配がございます。

これは、東京等とはまた違って、日本の中では最も高緯度地域にある大都市がここ札幌なわけです。そうすると、特にもともと日照時間の少ない冬において、これだけの時間、小学生を日陰に置くことは、子どもたちの肉体面、精神面における健康に影響を及ぼす心配があるということになるのだと思います。つまり、子どもたちの健康を損なわないような計画に変更すべきであるというふうに私は考えております。

以上が日照と健康についてでしたが、きょうは、もう一つ、北8西1地区第一種市街地開発事業について、環境影響評価をするときに考慮すべき事柄がございます。

実は、私がこの問題を考えていたときに、盲点がありまして、このことがすっかり考えの中に入っていなかったのです。割と最近、ある人にこのことを指摘されて、このことを考えないでこのまま環境の評価をしては、重要な抜け落ちがあるのではないかとこのことに気がついたので、きょうは特にこのことを申し上げたいと思っています。

特に日照について、子どもたちに与える影響を考えると、環境全体を捉える必要があるのだということです。具体的にどういうことかといいますと、事業者の説明によりますと、これは11月24日に札幌駅北口8.1地区市街地再開発準備組合の北九条小学校保護者説明会で配られた資料なのですが、日陰の様子が時系列を追って示されているものです。これでわかるのは、14時になると影がすっかり抜けているということなのです。9時ごろから校舎に影がかかって、太陽の動きとともに影が動いていって、14時には校舎から影がすっかりなくなって、もちろん15時も全く影になっていないという説明でした。実は、この後、隣りにある合同庁舎の影が小学校を覆うかもしれないことが最近判明しました。つまり、この図自体には誤りはないのですが、実際に子どもたちの立場に立ってみると、日陰の時間は、これプラス1時間や2時間さらに上乘せすることになっているのではないかとこの心配があることを知りまして、とてもびっくりしました。つまり、このぐらいの影響しかないのだよという計画であっても、確かに、この建物自体による影響はそれだけにしても、実は、そのほかの影響があつて、日陰の時間がもっと長いのではないかとこの心配があつたのです。

これは、小学校側から札幌駅方面を見た写真ですが、太陽が降り注いでいます。右端に見えるのが合同庁舎です。これは小学校の東側の創成川通にかかっている歩道橋ですが、要するに、既に建っている合同庁舎によって小学校が陰になっているのではないかとこの話なのです。

これは、おとといの午後1時半に南側のグラウンドから小学校を見た図なのですが、こ

の1、2階部分あたりに合同庁舎の影がかかりつつあります。時間を追うと、14時には影が大分せり上がってきておりまして、14時半で真っ暗になります。この図では、14時には太陽がさんさんと照り輝いている図なのですが、50階建てのマンションが建ったとして、50階建てのマンションの影の影響がなくなった後、今度は、50階建てのマンションは真南にあって、その西隣にある合同庁舎の影が現時点で既に覆っているという事実があるわけです。もちろん、50階建てのマンションが建った後もこの影は残っているわけです。それで、15時はこのように影に包まれているわけです。そうすると、9時から始まった影は、子どもたちが下校するまでずっと続いているかもしれないという懸念があるわけです。

グラウンドがここです。一本の道路を挟んで南側のここに駐車場があるのですが、ここがまさに北8西1です。その駐車場の真南から小学校を見た図です。同じ日のおとといの13時半です。ここに陰ができていますが、14時になると影が2階部分まで来ていますね。14時半で真っ暗です。15時もまだ暗いということになっています。今度は、東側の創成川通の歩道橋から見た図ですが、これもおとといの13時半、14時、14時半で真っ暗ということなのです。

きょうの結論ですけれども、子どもの健康を考えるならば、小学校が置かれる環境を総合的に評価する必要があるということです。そうすると、この公聴会も、あくまでも北8西1地区の再開発事業について検討するものであるということは重々承知しておりますが、実際に子どもたちのことを考えるならば、周辺の建物の影響もあわせて配慮すべきではないかということになります。つまり、今後、より精密な環境影響評価の調査が必要なのではないかというふうに考えております。

これで、私の公述を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 林様、ありがとうございました。

これで、1名からの公述を終わらせていただきます。

ただいまお伺いしたご意見につきましては、今後の準備書の審査等の参考にさせていただきます。

また、本日の内容につきましては、後日、札幌市のホームページでの掲載を予定してございます。

4. 閉 会

○事務局（米森環境共生推進担当課長） 皆様、本日は、お忙しい中にお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

これをもちまして、本日の公聴会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上